

(別添3) 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

○	次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）（第一条関係）	1
○	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）（第二条関係）	4
○	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（第三条関係）	38
○	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第五条関係）	44
○	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（附則第六条関係）	46
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第七条関係）	48
○	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（附則第八条関係）	49
○	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（附則第九条関係）	50
○	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（附則第十一条関係）	53
○	激甚災害 ^{じん} に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）（附則第十二条関係）	55
○	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第十二条関係）	57
○	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（附則第十二条関係）	58
○	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（附則第十二条関係）	59
○	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（附則第十三条関係）	60
○	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（附則第十四条関係）	62
○	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）（附則第十五条関係）	69
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第十六条関係）	72
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（附則第十七条関係）	80
○	厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第十八条関係）	85

改正後	現行
<p>（認定一般事業主の表示等）</p> <p>第十四条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十五条の四第一項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（認定一般事業主の認定の取消し）</p> <p>第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。</p> <p>（基準に適合する認定一般事業主の認定）</p> <p>第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について</p>	<p>（表示等）</p> <p>第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。</p> <p>（新設）</p>

て、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十五条の三 前条の認定を受けた認定一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

（新設）

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならぬ。

（新設）

3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

（新設）

（特例認定一般事業主の表示等）

第十五条の四 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

（新設）

2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（新設）

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条の五 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のい

(新設)

ずれかに該当するときは、第十五条の二の認定を取り消すことができる。

一 第十五条の規定により第十三条の認定を取り消すとき。

二 第十五条の二に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十五条の三第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、特例認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項(第十五条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

一 第十四条第二項の規定に違反した者

二 四 (略)

二 四 (略)

附 則

附 則

(この法律の失効)

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2・3 (略)

2・3 (略)

改正後	現行
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法</p> <p>第一章 総則（第一条―第十条の二）</p> <p>第二章 基本方針等（第十一条・第十二条）</p> <p>第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条の五）</p> <p>第四章 父子家庭に対する福祉の措置（第三十一条の六―第三十一条の十一）</p> <p>第五章 寡婦に対する福祉の措置（第三十二条―第三十五条の二）</p> <p>第六章 福祉資金貸付金に関する特別会計等（第三十六条・第三十七條）</p> <p>第七章 母子・父子福祉施設（第三十八条―第四十一条）</p> <p>第八章 費用（第四十二条―第四十五条）</p> <p>第九章 雑則（第四十六条・第四十七条）</p> <p>第十章 罰則（第四十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>母子及び寡婦福祉法</p> <p>第一章 総則（第一条―第十条）</p> <p>第二章 基本方針等（第十一条・第十二条）</p> <p>第三章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 寡婦に対する福祉の措置（第三十二条―第三十五条）</p> <p>第五章 福祉資金貸付金に関する特別会計等（第三十六条・第三十七條）</p> <p>第六章 母子福祉施設（第三十八条―第四十一条）</p> <p>第七章 費用（第四十二条―第四十五条）</p> <p>第八章 雑則（第四十六条・第四十七条）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(基本理念)

第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

(関係機関の責務)

第三条の二 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

2 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他父子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、第三十条の七第一項、第三十一条の九第三項又は第三十一条の十一第二

(基本理念)

第二条 すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭等の母等に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

(新設)

項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他父子家庭の支援を行う関係機関は、父子家庭の父及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

3 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他寡婦の福祉に関する機関、第三十三条第一項、第三十五条第三項又は第三十五条の二第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他寡婦の支援を行う関係機関は、寡婦の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

(自立への努力)

第四条 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

(定義)

第六条 (略)

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- 一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない男子

(自立への努力)

第四条 母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

(定義)

第六条 (略)

(新設)

三 配偶者から遺棄されている男子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

355 (略)

(削る)

6 この法律において「母子・父子福祉団体」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）又は配偶者のない男子であつて同条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）をいう。第八条第二項において同じ。）の福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする次の各号に掲げる法人であつて当該各号に定めるその役員^一の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるものをいう。

一 社会福祉法人 理事

二 前号に掲げるもののほか、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの 厚生労働省令で定める役員

(都道府県児童福祉審議会等の権限)

第七条 次の各号に掲げる機関は、母子家庭等の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、当該各号に定める者の諮問に答え、又は

254 (略)

5 この法律において「母等」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。

6 この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）の福祉若しくはこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。

(都道府県児童福祉審議会等の権限)

第七条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定す

関係行政機関に意見を具申することができる。

- 一 児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会） 都道府県知事
- 二 児童福祉法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

（母子・父子自立支援員）

第八条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱するものとする。

2 母子・父子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。
- 二 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。
- 3 母子・父子自立支援員は、非常勤とする。ただし、前項に規定する職務につき政令で定める相当の知識経験を有する者については、常勤とすることができる。

る都道府県にあつては、地方社会福祉審議会。以下この条において同じ。）及び同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は、母子家庭の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、同条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

（母子自立支援員）

第八条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、母子自立支援員を委嘱するものとする。

2 母子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。
- 二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。
- 3 母子自立支援員は、非常勤とする。ただし、前項に規定する職務につき政令で定める相当の知識経験を有する者については、常勤とすることができる。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等

」という。）は、母子・父子自立支援員の研修の実施その他の措置を講ずることにより、母子・父子自立支援員その他の母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立の支援に係る事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（福祉事務所）

第九条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の福祉に関し、母子家庭等及び寡婦並びに母子・父子福祉団体の実情その他必要な実情の把握に努めること。
- 二 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

（児童委員の協力）

第十条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子・父子自立支援員の行う職務に協力するものとする。

（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極かつ計画的な実施等）

第十条の二 都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活

（新設）

（福祉事務所）

第九条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 母子家庭及び寡婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 母子家庭及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

（児童委員の協力）

第十条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子自立支援員の行う職務に協力するものとする。

（新設）

の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3・4 (略)

(自立促進計画)

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）が、次条第一項の規定に基づき策定する母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「母子家庭及び寡婦自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3・4 (略)

(母子家庭及び寡婦自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

一 当該都道府県等の区域における母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 当該都道府県等の区域において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

（新設）

（新設）

（新設）

必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 母子家庭に対する福祉の措置

(母子福祉資金の貸付け)

第十三条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。)に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一〇四 (略)

2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付けの期間中に当該配偶者のない女子が民法第八百七十七条の規定により扶養している全ての児童が二十歳に達した後でも、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行うことができる。

(新設)

第三章 母子家庭等に対する福祉の措置

(母子福祉資金の貸付け)

第十三条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一〇四 (略)

2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付けの期間中に当該児童が二十歳に達した後でも、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行うことができる。

3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学又は知識技能の習得に係る資金であつて政令で定めるものを配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに貸し付けている場合において、その修学又は知識技能の習得の中途において当該配偶者のない女子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童（前項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。）がその修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

（母子・父子福祉団体に対する貸付け）

第十四条 都道府県は、政令で定める事業を行う母子・父子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として次の各号に掲げる者のいずれかであるもの又は第一号に掲げる者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子・父子福祉団体に対し、これらの事業につき、前条第一項第一号に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
- 二 前号に掲げる者及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
- 三 第一号に掲げる者及び寡婦
- 四 第二号に掲げる者及び寡婦

（母子家庭日常生活支援事業）

第十七条 都道府県又は市町村は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障

3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学、知識技能の習得等に係る資金であつて政令で定めるものを配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに貸し付けている場合において、その修学、知識技能の習得等の中途において当該配偶者のない女子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童（二十歳以上である者を含む。）がその修学、知識技能の習得等を終了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

（母子福祉団体に対する貸付け）

第十四条 都道府県は、政令で定める事業を行う母子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであるもの又はその者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子福祉団体に対し、これらの事業につき、前条第一項第一号に掲げる資金を貸し付けることができる。

（居宅等における日常生活支援）

第十七条 都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者と死別し

を生じたとき認められるときは、政令で定める基準に従い、その者に
つき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳
幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生
活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な
便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府
県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措
置を採ることができる。

2 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた
者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし
てはならない。

(措置の解除に係る説明等)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、前条第一項の措置を解除す
る場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解
除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければなら
ない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつ
た場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでな
い。

(行政手続法の適用除外)

第十九条 第十七条第一項の措置を解除する処分については、行政手

た男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として政令
で定めるものであつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を
扶養しているもの（以下「配偶者のない者で現に児童を扶養してい
るもの」と総称する。）がそれらの者の疾病その他の理由により日
常生活等に支障を生じたとき認められるときは、政令で定める基準に
従い、それらの者につき、それらの者の居宅その他厚生労働省令で
定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専
門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日
常生活等を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの
を供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を
供与することを委託する措置を採ることができる。

(新設)

(措置の解除に係る説明等)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、前条の措置を解除する場合
には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理
由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。
ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合
その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第十九条 第十七条の措置を解除する処分については、行政手続法（

続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十七条を除く。）の規定は、適用しない。

（事業の開始）

第二十条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、母子家庭日常生活支援事業（第十七条第一項の措置に係る者につき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

（廃止又は休止）

第二十一条 母子家庭日常生活支援事業を行う者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

（報告の徴収等）

第二十二条 都道府県知事は、母子家庭の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭日常生活支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

（事業の停止等）

第二十三条 都道府県知事は、母子家庭日常生活支援事業を行う者が

平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十七条を除く。）の規定は、適用しない。

（事業の開始）

第二十条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、母子家庭等日常生活支援事業（第十七条の措置に係る者につき同条の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

（廃止又は休止）

第二十一条 母子家庭等日常生活支援事業を行う者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

（報告の徴収等）

第二十二条 都道府県知事は、母子家庭等の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭等日常生活支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

（事業の停止等）

第二十三条 都道府県知事は、母子家庭等日常生活支援事業を行う者

、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第十七条第一項の措置に係る配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(受託義務)

第二十四条 母子家庭日常生活支援事業を行う者は、第十七条第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がなく、これを拒んではならない。

(売店等の設置の許可)

第二十五条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子・父子福祉団体からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行うために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病気その他正当な理由がある場合のほかは、自らその業務に従事し、又は当該母子・父子福祉団体が使用する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをその業務に従事させなければならない。

が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第十七条の措置に係る配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(受託義務)

第二十四条 母子家庭等日常生活支援事業を行う者は、第十七条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(売店等の設置の許可)

第二十五条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行うために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病気その他正当な理由がある場合のほかは、自らその業務に従事し、又は当該母子福祉団体が使用する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをその業務に従事させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子・父子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない。

(保育所への入所等に関する特別の配慮)

第二十八条 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

2 市町村は、児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

(雇用の促進)

第二十九条 (略)

2 (略)
(削る)

3 都道府県知事は、第一項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない。

(保育所への入所に関する特別の配慮)

第二十八条 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

(新規)

(雇用の促進)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 母子自立支援員その他母子家庭の福祉に関する機関並びに児童福祉法第四十四条の二に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設及び母子福祉団体並びに公共職業安定所は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、相互に協力しなければならない。

(母子家庭就業支援事業等)

第三十条 (略)

2 都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一・二 (略)

三 母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報及び就職の支援に関する情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

3 都道府県は、母子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(母子家庭自立支援給付金)

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）

第三十条 (略)

2 都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一・二 (略)

三 母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

(新設)

(新設)

(母子家庭自立支援給付金)

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの求職活動の促進とその職業生活の安定とを図るための給付金

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）

三 (略)

(不正利得の徴収)

第三十一条の二 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第三十一条の三 母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第三十一条の四 租税その他の公課は、母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(母子家庭生活向上事業)

第三十一条の五 都道府県及び市町村は、母子家庭の母及び児童の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

、次に掲げる業務（以下「母子家庭生活向上事業」という。）を行うことができる。

一 母子家庭の母及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の母子家庭の母及び児童に対する支援に係る情報の提供を行うこと。

二 母子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うこと。

三 母子家庭の母及び児童に対し、母子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

2 都道府県及び市町村は、母子家庭生活向上事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

第四章 父子家庭に対する福祉の措置

（父子福祉資金の貸付け）

第三十一条の六 都道府県は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。）に対し、配偶者のない男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児

（新設）

童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二 配偶者のない男子が扶養している児童の修学に必要な資金

三 配偶者のない男子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない男子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付けの期間中に当該配偶者のない男子が民法第八百七十七条の規定により扶養している全ての児童が二十歳に達した後でも、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行うことができる。

3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学又は知識技能の習得に係る資金であつて政令で定めるものを配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに貸し付けている場合において、その修学又は知識技能の習得の中途において当該配偶者のない男子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童（前項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。）がその修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

4 第十四条（各号を除く。）の規定は、政令で定める事業を行う母

子・父子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として次の各号に掲げる者のいずれかであるもの又は第一号に掲げる者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子・父子福祉団体について準用する。この場合において、同条中「次の各号」とあるのは「第三十一条の六第四項各号」と、「又は第一号」とあるのは「又は同項第一号」と、「前条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

一 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

二 前号に掲げる者及び寡婦

5 第十五条第一項の規定は第一項から第三項までの規定による貸付金の貸付けを受けた者について、同条第二項の規定は第一項第四号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者について、それぞれ準用する。

6 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる母子・父子福祉団体については、第一項から第三項まで及び第四項において読み替えて準用する第十四条の規定による貸付金（以下「父子福祉資金貸付金」という。）の貸付けを行わない。

7 第一項から第三項まで、第四項において読み替えて準用する第十四条、第五項において準用する第十五条及び前項に定めるもののほか、父子福祉資金貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他父子福祉資金貸付金の貸付けに關して必要な事項は、政令で定める^〇。

（父子家庭日常生活支援事業）

第三十一条の七 都道府県又は市町村は、配偶者のない男子で現に児

（新設）

童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

2 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第十八条及び第十九条の規定は、第一項の措置について準用する。

4 第二十条の規定は父子家庭日常生活支援事業（第一項の措置に係る配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものにつき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。）について、第二十一条から第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、それぞれ準用する。この場合において、第二十二条第一項中「母子家庭の」とあるのは「父子家庭の」と、第二十三条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と読み替えるものとする。

(公営住宅の供給に関する特別の配慮等)

第三十一条の八 第二十七条及び第二十八条の規定は父子家庭について、第二十九条第一項の規定は父子家庭の父及び児童について、同条第二項の規定は父子家庭の父について、それぞれ準用する。

(父子家庭就業支援事業等)

第三十一条の九 国は、前条において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 父子家庭の父及び児童の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

二 父子家庭の父及び児童の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

三 都道府県が行う次項に規定する業務(以下「父子家庭就業支援事業」という。)について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する父子家庭の父及び児童の雇用の促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一 父子家庭の父及び児童に対し、就職に関する相談に応じること。

二 父子家庭の父及び児童に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 父子家庭の父及び児童並びに事業主に対し、雇用情報及び就職の支援に関する情報の提供その他父子家庭の父及び児童の就職に

(新設)

(新設)

関し必要な支援を行うこと。

3 都道府県は、父子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(父子家庭自立支援給付金)

第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

(父子家庭生活向上事業)

第三十一条の十一 都道府県及び市町村は、父子家庭の父及び児童の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務（以下「父子家庭生活向上事業」という。）を

(新設)

(新設)

行うことができる。

一 父子家庭の父及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の父子家庭の父及び児童に対する支援に係る情報の提供を行うこと。

二 父子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うこと。

三 父子家庭の父及び児童に対し、父子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

2 都道府県及び市町村は、父子家庭生活向上事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五章 寡婦に対する福祉の措置

(寡婦福祉資金の貸付け)

第三十二条 都道府県は、寡婦又は寡婦が民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下この項及び次項において「寡婦の被扶養者」という。)に対し、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて寡婦の被扶養者の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 寡婦の被扶養者の修学に必要な資金

第四章 寡婦に対する福祉の措置

(寡婦福祉資金の貸付け)

第三十二条 第十三条第一項及び第三項の規定は、寡婦(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合において、その二十歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するための資金の貸付けに関しては、当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを含む。この項及び附則第七條第二項において同じ。)について準用する。この場合において、第十三条第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているも

三 寡婦又は寡婦の被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 前三号に掲げるもののほか、寡婦及び寡婦の被扶養者の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得に係る資金であつて政令で定めるものを寡婦に貸し付けている場合において、当該寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得の中途において当該寡婦が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該寡婦の被扶養者であつた者が修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該寡婦の被扶養者であつた者に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

3 民法第八百七十七条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦については、当該寡婦の収入が政令で定める基準を超えるときは、第一項の規定による貸付金の貸付けは、行わない。ただし、政令で定める特別の事情がある者については、この限りでない。

4 第十四条（各号を除く。）の規定は、政令で定める事業を行う母子・父子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として寡婦であるもの又は寡婦の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子・父子福祉団体について準用する。この場合において、同条中「前条第一項第一号」とあるのは、「第三十二条第

の」及び「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と、「扶養している児童」とあるのは「民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者」と、同条第三項中「児童の」とあるのは「二十歳以上である子その他これに準ずる者の」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあり、及び「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と、「児童（二十歳以上である者を含む。）」とあるのは「二十歳以上である子その他これに準ずる者」と読み替えるものとする。

（新設）

2 民法第八百七十七条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦については、当該寡婦の収入が政令で定める基準を超えるときは、前項において準用する第十三条第一項の規定による貸付金の貸付けは、行わない。ただし、政令で定める特別の事情がある者については、この限りでない。

3 第十四条の規定は、同条に規定する政令で定める事業を行う母子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるもの並びに寡婦の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子福祉団体について準用する。この場合において、同条中「前条第一

「一項第一号」と読み替えるものとする。

5| 第十五条第一項の規定は、第一項及び第二項の規定による貸付金の貸付けを受けた者について準用する。

(削る)

6 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる
寡婦又は母子福祉資金貸付金若しくは父子福祉資金貸付金の貸付け
を受けることができる母子・父子福祉団体については、第一項及び
第二項並びに第四項において読み替えて準用する第十四条の規定に
よる貸付金（以下「寡婦福祉資金貸付金」という。）の貸付けを行
わない。

7 第一項から第三項まで、第四項において読み替えて準用する第十
四條、第五項において準用する第十五条第一項及び前項に定めるも

項第一号に掲げる資金」とあるのは、「第三十二条第一項において
準用する第十三条第一項第一号に掲げる資金」と読み替えるものと
する。

4| 第十五条第一項の規定は、第一項において準用する第十三条第一
項及び第三項の規定による貸付金の貸付けを受けた者について準用
する。この場合において、第十五条第一項中「第十三条」とあるの
は、「第三十二条第一項において準用する第十三条第一項及び第三
項」と読み替えるものとする。

5 第十六条の規定は、第一項において準用する第十三条第一項及び
第三項並びに第三項において準用する第十四条に規定する貸付金（
以下「寡婦福祉資金貸付金」という。）について準用する。この場
合において、第十六条中「前三条」とあるのは「第三十二条におい
て準用する第十三条第一項及び第三項、第十四条並びに第十五条第
一項」と、「第十三条及び第十四条の規定による貸付金（以下「母
子福祉資金貸付金」という。）」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金
」と、「母子福祉資金貸付金」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金
の」と読み替えるものとする。

6 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる
ものについては、寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行わないことがで
きる。

(新設)

ののほか、寡婦福祉資金貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他寡婦福祉資金貸付金の貸付けに必要事項は、政令で定める。

(寡婦日常生活支援事業)

第三十三条 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたとき、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

2 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第十八条及び第十九条の規定は、第一項の措置について準用する。

4 母子家庭日常生活支援事業を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、寡婦日常生活支援事業（第一項の措置に係る寡婦につき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

5 第二十一条から第二十四条までの規定は、寡婦日常生活支援事業を行う者について準用する。この場合において、第二十二条第一項

(寡婦日常生活支援事業)

第三十三条 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたとき、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

(新設)

2 第十八条及び第十九条の規定は、前項の措置について準用する。

3 母子家庭等日常生活支援事業を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、寡婦日常生活支援事業（第一項の措置に係る寡婦につき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

4 第二十一条から第二十四条までの規定は、寡婦日常生活支援事業を行う者について準用する。この場合において、第二十二条第二項

中「母子家庭の」とあるのは「寡婦の」と、第二十三条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」と、第二十四条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

(売店等の設置の許可等)

第三十四条 第二十五条、第二十六条及び第二十九条の規定は、寡婦について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子・父子福祉団体」とあり、及び同条第三項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子・父子福祉団体」とあるのは、「寡婦」と読み替えるものとする。

2 第二十五条第一項の規定により売店その他の施設を設置することを許された母子・父子福祉団体は、同条第二項の規定にかかわらず、当該母子・父子福祉団体が使用する寡婦をその業務に従事させることができる。

(寡婦就業支援事業等)

第三十五条 国は、前条第一項において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 三 (略)

中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する第二十二条第一項」と、第二十三条中「第十七条」とあるのは「第三十三条第一項」と、「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」と、第二十四条中「第十七条」とあるのは「第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

(売店等の設置の許可等)

第三十四条 第二十五条、第二十六条及び第二十九条の規定は、寡婦について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、同条第三項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、第二十六条中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」と読み替えるものとする。

2 第二十五条第一項の規定により売店その他の施設を設置することを許された母子福祉団体は、同条第二項の規定にかかわらず、当該母子福祉団体が使用する寡婦をその業務に従事させることができる。

(寡婦就業支援事業等)

第三十五条 国は、前条において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 三 (略)

2 都道府県は、就職を希望する寡婦の雇用の促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一・二 (略)

三 寡婦及び事業主に対し、雇用情報及び就職の支援に関する情報の提供その他寡婦の就職に関し必要な支援を行うこと。

3 都道府県は、寡婦就業支援事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(寡婦生活向上事業)

第三十五条の二 都道府県及び市町村は、寡婦の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、寡婦に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援に係る情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

2 都道府県及び市町村は、前項に規定する業務（以下「寡婦生活向上事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 都道府県は、就職を希望する寡婦の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一・二 (略)

三 寡婦及び事業主に対し、雇用情報の提供その他寡婦の就職に関する必要な支援を行うこと。

(新設)

(新設)

(新設)

第六章 福祉資金貸付金に関する特別会計等

(特別会計)

第三十六条 都道府県は、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下「福祉資金貸付金」と総称する。）の貸付けを行うについては、特別会計を設けなければならない。

2～4 (略)

第七章 母子・父子福祉施設

(母子・父子福祉施設)

第三十八条 都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子・父子福祉施設を設置することができる。

(施設の種類)

第三十九条 母子・父子福祉施設の種類は、次のとおりとする。

- 一 母子・父子福祉センター
- 二 母子・父子休養ホーム

2 母子・父子福祉センターは、無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

3 母子・父子休養ホームは、無料又は低額な料金で、母子家庭等に

第五章 福祉資金貸付金に関する特別会計等

(特別会計)

第三十六条 都道府県は、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下「福祉資金貸付金」と総称する。）の貸付けを行うについては、特別会計を設けなければならない。

2～4 (略)

第六章 母子福祉施設

(母子福祉施設)

第三十八条 都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母及び児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子福祉施設を設置することができる。

(施設の種類)

第三十九条 母子福祉施設の種類は、次のとおりとする。

- 一 母子福祉センター
- 二 母子休養ホーム

2 母子福祉センターは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

3 母子休養ホームは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、

対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設とする。

(施設の設置)

第四十条 市町村、社会福祉法人その他の者が母子・父子福祉施設を設置する場合には、社会福祉法の定めるところによらなければならない。

(寡婦の施設の利用)

第四十一条 母子・父子福祉施設の設置者は、寡婦に、母子家庭等に準じて母子・父子福祉施設を利用させることができる。

第八章 費用

(市町村の支弁)

第四十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十七条第一項の規定により市町村が行う母子家庭日常生活支援事業の実施に要する費用

二 (略)

三 第三十一条の五第一項の規定により市町村が行う母子家庭生活向上事業の実施に要する費用

四 第三十一条の七第一項の規定により市町村が行う父子家庭日常生活支援事業の実施に要する費用

五 第三十一条の十の規定により市町村が行う父子家庭自立支援給付金の支給に要する費用

レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設とする。

(施設の設置)

第四十条 市町村、社会福祉法人その他の者が母子福祉施設を設置する場合には、社会福祉法の定めるところによらなければならない。

(寡婦の施設の利用)

第四十一条 母子福祉施設の設置者は、寡婦に、母子家庭に準じて母子福祉施設を利用させることができる。

第七章 費用

(市町村の支弁)

第四十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十七条の規定により市町村が行う母子家庭等日常生活支援事業の実施に要する費用

二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

六 第三十一条の十一第一項の規定により市町村が行う父子家庭生活
| 活向上事業の実施に要する費用

七 (略)

八 第三十五条の二第一項の規定により市町村が行う寡婦生活向上
| 事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第四十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十七条第一項の規定により都道府県が行う母子家庭日常生活
| 支援事業の実施に要する費用

二・三 (略)

四 第三十一条の五第一項の規定により都道府県が行う母子家庭生
| 活向上事業の実施に要する費用

五 第三十一条の七第一項の規定により都道府県が行う父子家庭日
| 常生活支援事業の実施に要する費用

六 第三十一条の九第二項の規定により都道府県が行う父子家庭就
| 業支援事業の実施に要する費用

七 第三十一条の十の規定により都道府県が行う父子家庭自立支援
| 給付金の支給に要する費用

八 第三十一条の十一第一項の規定により都道府県が行う父子家庭
| 生活向上事業の実施に要する費用

九・十 (略)

十一 第三十五条の二第一項の規定により都道府県が行う寡婦生活
| 向上事業の実施に要する費用

(新設)

三 (略)

(新設)

(都道府県の支弁)

第四十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十七条の規定により都道府県が行う母子家庭等日常生活支援
| 事業の実施に要する費用

二・三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四・五 (略)

(新設)

(都道府県の補助)

第四十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、第四十二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号、第三号、第四号及び第六号から第八号までの費用については、その四分の一以内を補助することができる。

(国の補助)

第四十五条 国は、政令で定めるところにより、第四十二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号、第三号、第四号及び第六号から第八号までの費用についてはその二分の一以内を、同条第二号及び第五号の費用についてはその四分の三以内を補助することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第四十三条の規定により都道府県が支弁した費用のうち、同条第一号、第二号、第四号、第五号、第六号及び第八号から第十一号までの費用についてはその二分の一以内を、同条第三号及び第七号の費用についてはその四分の三以内を補助することができる。

第九章 雑則

第十章 罰則

第四十八条 第十七条第二項、第三十条第四項、第三十一条の五第三項、第三十一条の七第二項、第三十一条の九第四項、第三十一条の十一第三項、第三十三条第二項、第三十五条第四項又は第三十五条

(都道府県の補助)

第四十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、第四十二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号及び第三号の費用については、その四分の一以内を補助することができる。

(国の補助)

第四十五条 国は、政令で定めるところにより、第四十二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号及び第三号の費用についてはその二分の一以内を、同条第二号の費用についてはその四分の三以内を補助することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第四十三条の規定により都道府県が支弁した費用のうち、同条第一号、第二号、第四号及び第五号の費用についてはその二分の一以内を、同条第三号の費用についてはその四分の三以内を補助することができる。

第八章 雑則

(新設)

(新設)

の二三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

第六条 都道府県は、当分の間、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡婦を除く。）以下この項において単に「四十歳以上の配偶者のない女子」という。）に対して、第三十二条の規定の例により、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二 四十歳以上の配偶者のない女子が民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者（次号及び第四号において「被扶養者」という。）の修学に必要な資金

三 四十歳以上の配偶者のない女子又は被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 前三号に掲げるもののほか、四十歳以上の配偶者のない女子及び被扶養者の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

2 前項の規定により貸し付ける資金は、第三十二条第一項及び第二項の規定により貸し付ける資金とみなす。

第七条 (略)

2 昭和五十七年四月一日前に前項の特別会計の歳出として貸し付け

附 則

第六条 都道府県は、当分の間、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡婦を除く。）に対して、第三十二条の規定の例により、同条第一項において準用する第十三条第一項各号に掲げる資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定により貸し付ける資金は、第三十二条第一項において準用する第十三条第一項及び第三項の規定により貸し付ける資金とみなす。

第七条 (略)

2 昭和五十七年四月一日前に前項の特別会計の歳出として貸し付け

られた資金のうち、寡婦に貸し付けられた資金は第三十二条第一項及び第二項の規定により貸し付けられた資金と、母子福祉団体に貸し付けられた資金は同条第四項において準用する第十四条の規定により貸し付けられた資金と、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡婦を除く。）に貸し付けられた資金は前条第一項の規定により貸し付けられた資金とみなす。

3
(略)

られた資金のうち、寡婦に貸し付けられた資金は第三十二条第一項において準用する第十三条第一項及び第三項の規定により貸し付けられた資金と、母子福祉団体に貸し付けられた資金は第三十二条第三項において準用する第十四条の規定により貸し付けられた資金と、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡婦を除く。）に貸し付けられた資金は前条第一項の規定により貸し付けられた資金とみなす。

3
(略)

改 正 後	現 行
<p>（支給要件）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第四号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>二（略）</p>	<p>（支給要件）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、母に對する手当にあつては児童が第一号から第八号までのいずれかに該当するとき、父に對する手当にあつては児童が第一号から第四号まで又は第十号から第十三号までのいずれかに該当するとき、養育者に對する手当にあつては児童が第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>三 父又は母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この項において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。</p> <p>四（略）</p>

(削る)

三・四 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

五・六 (略)

(削る)

3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

(削る)

(削る)

五 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていゝとき。

六・七 (略)

八 父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

九 父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

十 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていゝとき。

十一・十二 (略)

十三 母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 日本国内に住所を有しないとき。

二 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)

(附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとき)

(支給期間及び支払期月)

第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月(第十三条の三第一項において「支給開始月」という。)から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2・3 (略)

(支給の制限)

第九条 手当は、受給資格者(第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2 (略)

れた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

(支給期間及び支払期月)

第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月(第十三条の二第一項において「支給開始月」という。)から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2・3 (略)

(支給の制限)

第九条 手当は、受給資格者(第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2 (略)

第十三条の二 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第

一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつてゐるとき。

三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつてゐるとき。

四 父又は母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けられることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとき
れた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以

（新設）

外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

第十三条の三（略）

（相談及び情報提供等）

第二十八条の二（略）

2 都道府県知事等は、受給資格者（養育者を除く。）に対し、生活及び就業の支援（当該支援に関する情報の提供を含む。次項において同じ。）その他の自立のために必要な支援を行うことができる。

3 都道府県知事等は、受給資格者（養育者を除く。）に対する生活及び就業の支援その他の自立のために必要な支援について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

（資料の提供等）

第三十条 都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に關し必要があるとき、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、日本年金機構、公的年金給付に係る年金制度の

第十三条の二（略）

（相談及び情報提供等）

第二十八条の二（略）

2 都道府県知事等は、受給資格者（養育者を除く。）に対し、就業支援その他の自立のために必要な支援を行うことができる。

3 都道府県知事等は、受給資格者（養育者を除く。）に対する就業支援その他の自立のために必要な支援について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

（資料の提供等）

第三十条 都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に關し必要があるとき、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合

管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立
学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供
を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用
主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済
事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀
行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係
人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

改 正 後	現 行
<p>附 則 （障害前払一時金及び遺族前払一時金） 第五条（略） 2～8（略） 9 障害年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該障害年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例による場合及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）<u>、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第二項第一号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、</u></p>	<p>附 則 （障害前払一時金及び遺族前払一時金） 第五条（略） 2～8（略） 9 障害年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該障害年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例による場合及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）<u>、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）<u>第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）</u>第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用し</u></p>

適用しない。

10 遺族年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該遺族年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第十条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書の規定は、適用しない。

11 (略)

ない。

10 遺族年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該遺族年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書の規定は、適用しない。

11 (略)

改正後	現行
<p>附則 第五十九条（略） ②⑤（略）</p> <p>⑥ 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次条第七項において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次条第七項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例による場合及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次条第七項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号（第十三条の二第二項第一号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第三項第二</p>	<p>附則 第五十九条（略） ②⑤（略）</p> <p>⑥ 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次条第七項において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次条第七項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例による場合及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次条第七項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号（第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第三項第二号ただ</p>

号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。

第六十条 (略)

②～⑥ (略)

⑦ 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書の規定は、適用しない。

し書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。

第六十条 (略)

②～⑥ (略)

⑦ 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書の規定は、適用しない。

改 正 後	現 行
<p>（指定都市の権能）</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <p>一～五の三 （略）</p> <p>六 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務</p> <p>六の二～十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（指定都市の権能）</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <p>一～五の三 （略）</p> <p>六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務</p> <p>六の二～十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

		改 正 後		現 行	
別表第一（第二十九条関係）					
(略)	六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	(略)	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一・二 (略)	(略)	六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長
(略)	四・五 (略)	(略)	三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報	(略)	三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報
(略)		(略)		(略)	
別表第一（第二十九条関係）					
(略)	六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	(略)	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一・二 (略)	(略)	六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長
(略)	四・五 (略)	(略)	三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報	(略)	三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報

改 正 後	現 行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。 一・二 (略)</p> <p>三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業</p> <p>四 十三 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(設置) 第十四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさ</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。 一・二 (略)</p> <p>三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業</p> <p>四 十三 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(設置) 第十四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさざるところ</p>

どるところとする。

- 6 市町村（特別区を含む。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

7・8 (略)

(設置)

第十八条 (略)

2 (略)

- 3 都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行うことを職務とする。

- 4 市及び第一項に規定する町村の社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

5 (略)

(指導監督)

とする。

- 6 市町村（特別区を含む。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

7・8 (略)

(設置)

第十八条 (略)

2 (略)

- 3 都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行うことを職務とする。

- 4 市及び第一項に規定する町村の社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

5 (略)

(指導監督)

第二十条 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長は、この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に關しそれぞれその所部の職員の行う事務について、その指導監督を行うために必要な計画を樹立し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(訓練)

第二十一条 この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に關する事務に従事する職員の素質を向上するため、都道府県知事はその所部の職員及び市町村の職員に対し、指定都市及び中核市の長はその所部の職員に対し、それぞれ必要な訓練を行わなければならない。

第二十条 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長は、この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に關しそれぞれその所部の職員の行う事務について、その指導監督を行うために必要な計画を樹立し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(訓練)

第二十一条 この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に關する事務に従事する職員の素質を向上するため、都道府県知事はその所部の職員及び市町村の職員に対し、指定都市及び中核市の長はその所部の職員に対し、それぞれ必要な訓練を行わなければならない。

改 正 後	現 行
<p>附 則</p> <p>1510 (略)</p> <p>11 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）。以下この項及び附則第十五項において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例による場合及び同法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。附則第十五項において同じ。）<u>、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第二項第一号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1510 (略)</p> <p>11 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）。以下この項及び附則第十五項において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例による場合及び同法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。附則第十五項において同じ。）<u>、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）<u>第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。</u></u></p>

12
～14
(略)

15 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書の規定は、適用しない。

16
～24
(略)

12
～14
(略)

15 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書の規定は、適用しない。

16
～24
(略)

○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）（抄）

【附則第十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例）</p> <p>第二十条 特定地方公共団体である都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下この条において同じ。）に対し、国が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度（以下この条において「被災年度」という。）及びその翌年度に限り、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十七条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>4 第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰入れを行ったものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十七条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額</p>	<p>（母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例）</p> <p>第二十条 特定地方公共団体である都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下この条において同じ。）に対し、国が母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度（以下この条において「被災年度」という。）及びその翌年度に限り、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び寡婦福祉法第三十七条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>4 第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰入れを行ったものについての母子及び寡婦福祉法第三十七条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とあるの</p>

」とあるのは、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十条第二項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。）とする。

5 第一項の都道府県であつて第二項の規定により国への償還を行ったものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十六条第二項並びに第三十七条第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「同条第二項及び第四項」とあるのは、「同条第二項及び第四項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第二十条第二項」と、「同条第五項」とあるのは「次条第五項」と、同法第三十七条第二項第一号中「この項及び第四項」とあるのは「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中「第二項及び第四項」とあるのは「第二項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」とする。

は、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十条第二項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。）とする。

5 第一項の都道府県であつて第二項の規定により国への償還を行ったものについての母子及び寡婦福祉法第三十六条第二項並びに第三十七条第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「同条第二項及び第四項」とあるのは、「同条第二項及び第四項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第二十条第二項」と、「同条第五項」とあるのは「次条第五項」と、同法第三十七条第二項第一号中「この項及び第四項」とあるのは「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中「第二項及び第四項」とあるのは「第二項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」とする。

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）【附則第十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正後		別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
現行		別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）【附則第十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（福祉事務所による自立支援）</p> <p>第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>（福祉事務所による自立支援）</p> <p>第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

○ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）【附則第十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>附 則</p> <p>（保育所に係る委託費の支払等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十二条、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第二十条八条第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十三条の二第二項の規定は適用しない。</p> <p>3 3 8 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（保育所に係る委託費の支払等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十二条、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第二十八条第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十三条の二第二項の規定は適用しない。</p> <p>3 3 8 （略）</p>

改 正 後	現 行
<p>附 則</p> <p>（障害補償年金前払一時金）</p> <p>第五条の三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次条第四項において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次条第四項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例による場合及び同法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第二項第一号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する</p>	<p>附 則</p> <p>（障害補償年金前払一時金）</p> <p>第五条の三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次条第四項において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次条第四項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例による場合及び同法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第</p>

法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。

5・6（略）

（遺族補償年金前払一時金）

第六条（略）

2・3（略）

4 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書の規定は、適用しない。

5・6（略）

昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。

5・6（略）

（遺族補償年金前払一時金）

第六条（略）

2・3（略）

4 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書の規定は、適用しない。

5・6（略）

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）【附則第十四条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（児童福祉法の一部改正）</p> <p>第六条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第八条第一項中「第三十三条の十五第三項」の下に「、第三十五条第六項」を加え、同条第三項中「市町村は、」の下に「第三十四条の十五第四項の規定によりその権限に属させられた事項及び」を加え、同条第七項中「第三十三条の十五」の下に「、第三十五条第六項」を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第三十四条の十五及び第三十四条の十六を次のように改める。</p> <p>第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。</p> <p>国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。</p> <p>市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつ</p>	<p>（児童福祉法の一部改正）</p> <p>第六条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第八条第一項中「第三十三条の十五第三項」の下に「、第三十五条第六項」を加え、同条第三項中「市町村は、」の下に「第三十四条の十五第四項の規定によりその権限に属させられた事項及び」を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第三十四条の十五及び第三十四条の十六を次のように改める。</p> <p>第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。</p> <p>国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。</p> <p>市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつ</p>

たときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一〇四（略）

市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（略）

第三十五条第一項中「及び保育所」を「、保育所及び幼保連携型認定こども園」に改め、同条第二項中「児童福祉施設」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）」を加え、同条第六項中「一月前」の下に「（当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前）」を加え、同条第四項の次に次の五項を加える。

都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

たときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一〇四（略）

市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（略）

第三十五条第一項中「及び保育所」を「、保育所及び幼保連携型認定こども園」に改め、同条第二項中「児童福祉施設」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）」を加え、同条第六項中「一月前」の下に「（当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前）」を加え、同条第四項の次に次の五項を加える。

都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一〇四 (略)

都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしよ
うとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴
かなければならない。

都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしよ
うとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ
、当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなけ
ればならない。

都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十
五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者
が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人で
ある場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当す
ると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道
府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・
子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が
定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育
・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設
をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十
九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るも
のに限る。）が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県
が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める
当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同法第十
九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に

一〇四 (略)

都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしよ
うとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなけれ
ばならない。

都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしよ
うとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ
、当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなけ
ればならない。

都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十
五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者
が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人で
ある場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当す
ると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道
府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・
子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が
定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育
・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設
をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十
九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るも
のに限る。）が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県
が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める
当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同法第十
九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に

係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになるか、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

都道府県知事は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第三十二条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「(特定教育・保育施設の利用等に関する特別の配慮)」に改め、同条第一項中「児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設」という。)

又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業(次項において「特定地域型保育事業」という。)の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九

係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになるか、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

都道府県知事は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第三十二条 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「(特定教育・保育施設の利用等に関する特別の配慮)」に改め、同条中「児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設」という。)

又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業(次項において「特定地域型保育事業」という。)の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二

条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十五条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項の次に次のように加える。

一の三 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	--

別表第二の五の二の項中「又は」を「若しくは同条第五項若しくは第六項の措置、」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の五の四の項中「第三項」

項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十五条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の一の項の次に次のように加える。

一の一 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	--

別表第二の五の二の項中「又は」を「若しくは同条第五項若しくは第六項の措置、」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の五の四の項中「第三項」

を削る。

別表第三の七の二の項中「第三項」を削る。

別表第四中一の五の項を一の六の項とし、一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項の次に次のように加える。

一の三 市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	---

別表第四の四の二の項中「又は」を「若しくは同条第五項若しくは第六項の措置、」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の四の四の項中「第三項」を削る。

別表第五第八号の二中「第三項」を削る。

(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第五十四条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第四項中「あらかじめ」の下に「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律

を削る。

別表第三の七の二の項中「第三項」を削る。

別表第四中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二 市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	---

別表第四の四の二の項中「又は」を「若しくは同条第五項若しくは第六項の措置、」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の四の四の項中「第三項」を削る。

別表第五第八号の二中「第三項」を削る。

(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第五十四条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第四項中「あらかじめ」の下に「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律

第六十五号) 第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに」を加え、「総務大臣」を「総務大臣」に改める。

第八条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第六項及び第七項中「市町村は」の下に「市町村行動計画を策定したときは」を加える。

第九条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第六項及び第七項中「都道府県は」の下に「都道府県行動計画を策定したときは」を加える。

第二十二条の見出しを「(主務大臣)」に改め、同条第一項及び第二項中「国家公安委員会」を「内閣総理大臣、国家公安委員会」に改め、同条第三項を削る。

第六十五号) 第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに」を加え、「総務大臣」を「総務大臣」に改める。

第八条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第六項及び第七項中「市町村は」の下に「市町村行動計画を策定したときは」を加える。

第九条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第六項及び第七項中「都道府県は」の下に「都道府県行動計画を策定したときは」を加える。

○ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）（抄）【附則第十五条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実）</p> <p>第二条（削る）</p> <p>厚生労働大臣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十一条第一項に規定する基本方針（次項及び第三項において「基本方針」という。）について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する状況を踏まえ、その安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十一条第二項第三号に規定する自</p>	<p>（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実）</p> <p>第二条 厚生労働大臣は、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十一条第一項に規定する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）において、同条第二項各号に掲げる事項のほか、父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定めるものとする。</p> <p>2 厚生労働大臣は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する状況を踏まえ、その安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 母子及び寡婦福祉法第十一条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画（以下この条において「自立促進計画」という。）を策定する同号に規定する都道府県等は、自立促進計画において、同法第十二条各号に掲げる事項のほか、当該都道府県等の区域における父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定めるものとする。</p> <p>5 前項に規定する都道府県等は、自立促進計画について、基本方針に</p>

立促進計画（以下この項において「自立促進計画」という。）を策定する同号に規定する都道府県等は、自立促進計画について、基本方針に即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

（母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力）

第六条 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものは、物品及び役務の調達に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第六條第六項に規定する母子・父子福祉団体その他母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母又は父子家庭の父であるもの（以下この条において「母子・父子福祉団体等」という。）の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に

即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

（母子福祉団体等の受注機会の増大への努力）

第六条 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものは、物品及び役務の調達に当たっては、母子及び寡婦福祉法第六條第六項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母又は父子家庭の父であるもの（以下この条において「母子福祉団体等」という。）の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母

留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。

い。福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）【附則第十六条関係】

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後				現 行	
別表第一（第九条関係）				別表第一（第九条関係）			
(略)	四十三 都道府県 知事	(略)	四十三 都道府県 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	四十三 都道府県 知事	(略)	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
(略)	四十四 都道府県 知事又は市町村 長	(略)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	四十四 都道府県 知事又は市町村 長	(略)	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
(略)	四十五 都道府県 知事等	(略)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	四十五 都道府県 知事等	(略)	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

		二十六都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
都道府県知事		都道府県知事		(略)	(略)				
生活保護関係情報、			災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)				

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

		二十六都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
都道府県知事		都道府県知事		(略)	(略)				
生活保護関係情報、			災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)				

会 三十 社会 福祉協議	(略)			
者に対して無	(略)			
都道府県知事	(略)	(略)	(略)	等
生活保護関係情報、	(略)	(略)	(略)	児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

会 三十 社会 福祉協議	(略)			
者に対して無	(略)			
都道府県知事	(略)	(略)	(略)	等
生活保護関係情報、	(略)	(略)	(略)	児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

事 道府県知 六十三都	(略)					
母子及び父子並びに寡婦福祉法による償	(略)				利子又は低利 で資金を融通 する事業の実 施に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの	等
市町村長	(略)	(略)		都道府県知事	(略)	
地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
事 道府県知 六十三都	(略)					
母子及び寡婦福祉法による償還未済額の	(略)				利子又は低利 で資金を融通 する事業の実 施に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの	等
市町村長	(略)	(略)		都道府県知事	(略)	
地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	もの	母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

<p>六十五 都道府県知事等</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給</p>	<p>六十四 都道府県知事又は市町村長</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>六十五 都道府県知事等</p>	<p>母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立</p>	<p>六十四 都道府県知事又は市町村長</p>	<p>母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>免除又は資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>八十七都道府県知事等</p>	<p>(略)</p>	
<p>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>(略)</p>	<p>都道府県知事 等 厚生労働大臣</p>
<p>災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び父子並びに寡婦福</p>	<p>(略)</p>	<p>児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>八十七都道府県知事等</p>	<p>(略)</p>	
<p>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>(略)</p>	<p>都道府県知事 等 厚生労働大臣</p>
<p>災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による</p>	<p>(略)</p>	<p>児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

(略)	都道府県知事 等	
(略)	生活保護関係情報、 児童扶養手当関係情 報又は母子及び父子 並びに寡婦福祉法に よる給付金、特別児 童扶養手当等の支給 に関する法律による 障害児福祉手当若し くは特別障害者手当 若しくは昭和六十年 法律第三十四号附則 第九十七条第一項の 福祉手当の支給に関 する情報であつて主 務省令で定めるもの	福祉法による資金の貸 付けに関する情報で あつて主務省令で定 めるもの

(略)	都道府県知事 等	
(略)	生活保護関係情報、 児童扶養手当関係情 報又は母子及び寡婦 福祉法による母子家 庭自立支援給付金、 特別児童扶養手当等 の支給に関する法律 による障害児福祉手 当若しくは特別障害 者手当若しくは昭和 六十年法律第三十四 号附則第九十七条第 一項の福祉手当の支 給に関する情報であ つて主務省令で定め るもの	資金の貸付けに関す る情報であつて主務 省令で定めるもの

(略)
(略)
(略)
(略)
(略)
(略)
(略)
(略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）【附則第十七条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第一の七十三の項中「年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出」を「同法第二十九条の保険給付の支給、同法第三百三十七条の保険料等の徴収若しくは同法附則第五条第一項の障害前払一時金若しくは同条第二項の遺族前払一時金の支給又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給」に改め、同表の七十三の二の項中「給付」の下に「若しくは一時金」を加え、同項を同表の七十三の三の項とし、同表の七十三の項の次に次のように加える。</p> <p>（略）</p> <p>別表第二の五の項中「（平成六年法律第十七号）」を削り、「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三</p>	<p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第一の七十三の項中「被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出」を「同法第二十九条の保険給付の支給、同法第三百三十七条の保険料等の徴収若しくは同法附則第五条第一項の障害前払一時金若しくは同条第二項の遺族前払一時金の支給又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給」に改め、同表の七十三の二の項中「給付」の下に「若しくは一時金」を加え、同項を同表の七十三の三の項とし、同表の七十三の項の次に次のように加える。</p> <p>（略）</p> <p>別表第二の五の項中「（平成六年法律第十七号）」を削り、「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三</p>

十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

(略)	(略)
五の七 市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の八 市長又は福祉事務所を管理する町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の九 指定都市又は中核市の長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに関する事務のうち、同法第四十六条の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

(略)	(略)
五の七 市町村長	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による同法第十七条又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の八 市長又は福祉事務所を管理する町村長	母子及び寡婦福祉法による同法第三十一条の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の九 指定都市又は中核市の長	母子及び寡婦福祉法による同法第十三条第一項（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）又は同法附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに関する事務のうち、同法第四十六条の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

(略)	の
(略)	

(略)
別表第三の七の項の次に次のように加える。

(略)	七の六 都道府県 知事	(略)
(略)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

(略)

別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者

(略)	の
(略)	

(略)
別表第三の七の項の次に次のように加える。

(略)	七の六 都道府県 知事	(略)
(略)	母子及び寡婦福祉法による同法第十三条第一項（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

(略)

別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者

健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

(略)	(略)	四の七 市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四の八 市長又は福祉事務所を管理する町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第三十一条(同法第三十一条の十において準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四の九 指定都市 又は中核市の長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに関する事務のうち、同法第四十六条の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたも
-----	-----	----------	---	-----------------------	--	---------------------	--

健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

(略)	(略)	四の七 市町村長	母子及び寡婦福祉法による同法第十七条又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四の八 市長又は福祉事務所を管理する町村長	母子及び寡婦福祉法による同法第三十一条の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四の九 指定都市 又は中核市の長	母子及び寡婦福祉法による同法第十三条第一項(同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)又は同法附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに関する事務のうち、同法第四十六条の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたも
-----	-----	----------	--	-----------------------	--	---------------------	--

(略)	の
(略)	の

(略)
別表第五第九号中「(昭和三十六年法律第二百三十八号)」を削り、「による」の下に「同法第四条第一項の」を加え、同号の次に次の六号を加える。

九の二 (略)

九の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条(同法第三十一条の十において準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の四く九の七 (略)

(略)

(略)	の
(略)	の

(略)
別表第五第九号中「(昭和三十六年法律第二百三十八号)」を削り、「による」の下に「同法第四条第一項の」を加え、同号の次に次の六号を加える。

九の二 (略)

九の三 母子及び寡婦福祉法による同法第十三条第一項(同法第十三条第一項において準用する場合を含む。)若しくは同法附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の四く九の七 (略)

(略)

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）【附則第十八条関係】

（傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略） 一～七十七（略） 七十八 福祉に欠ける母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に関する こと。 七十九～百十一（略） 2（略）</p>
<p>現行</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略） 一～七十七（略） 七十八 福祉に欠ける母子及び寡婦の福祉の増進に関すること。 七十九～百十一（略） 2（略）</p>